

社会資本整備審議会

計画部会（第22回）及び河川分科会（第46回）合同会議

2011年12月27日

【大江政策調査専門官】 それでは、時間になりましたので、ただいまから社会資本整備審議会計画部会及び河川分科会の合同会議を開催いたします。委員の皆様には、年末のお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

冒頭の進行をしばらく務めさせていただきます総合政策局政策課の大江でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、お手元の資料を確認させていただきます。資料のほうは、配付資料一覧に記載しておりますとおり、資料1-1、1-2、それから参考資料1から3でございます。配付漏れ等がございましたら、お知らせください。

また、本日、出席予定の委員でございますが、配席図に記載してあるとおりでございますが、原田委員のほうは急遽、ご欠席というご連絡をいただいております。ご連絡を申し上げます。

次に、議事の公開でございますが、本日の会議は報道関係者の方々等にも傍聴いただいております。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

次に、議事に先立ちまして、今回、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針を社会資本整備審議会計画部会及び河川分科会において審議することについて、担当課長よりご説明させていただきます。

【澁谷総合政策局総務課長】 総合政策局の総務課長でございます。

本審議会が生みの親とも言える津波防災地域づくり法でございますが、本日12月17日が施行日となっております。前回の会議でご説明いたしましたが、法律第3条の規定によりまして、国土交通大臣が定める基本指針につきまして、事前に社会資本整備審議会の意見を聞くこととされております。

お手元の資料、後ろのほうに参考資料が載っておりますけれども、参考資料1というのが、本日付で国土交通大臣から社会資本整備審議会の意見を求めるという意見聴取の公文でございます。

参考資料1の2枚目でございますが、この件につきましては、社会資本整備審議会の会

長から計画部会長、河川分科会長に付託されております。ちなみに、すべて福岡先生のお名前になっておりますが、そういうことでございます。

本日の会議は、この付託に基づきまして、計画部会、河川分科会としての意見につきましてご審議をいただくものでございます。

参考までに参考資料2をご紹介します。参考資料2をおあげいただきたいと思えます。この法律の施行に伴いまして、計画部会の調査審議事項が追加されております。計画部会は平成15年5月の本審議会総会の議決で設置されたものでございます。社会資本整備重点計画に係る調査審議を行うこととされておりますが、今回、この下線部の部分につきまして追加をするということが、12月20日付、社整審の総会の書面議決で決定されたものでございます。津波防災地域づくり法の施行に関する基本的な事項でございますが、基本指針につきましては、まさにこの基本的な事項な該当するということでございます。

それから参考資料3でございます。河川分科会の規定も今回、政令改正で変更してございます。参考資料3の2ページ目でございますが、河川分科会につきまして所掌事務の追加、下線部の部分が追加されております。具体的には、基礎調査、津波浸水想定、津波災害警戒区域等にかかわる部分につきまして、河川分科会のご意見を伺うということになっております。

以上のような規定の整備がなされたことで、本日、計画部会と河川分科会の双方に、基本指針に関する付託がなされたものでございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

【大江政策調査専門官】 それでは、これ以降の進行につきましては、計画部会長及び河川分科会長でございます福岡先生にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

【福岡部会長】 福岡でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

津波防災地域づくりについては、12月14日に開催した計画部会と河川分科会の合同会議において、さきの臨時国会で成立した津波防災地域づくりに関する法律の内容、同法律を受けて国土交通大臣が策定することになる基本指針の素案について報告し、たくさんのご意見いただきました。また、合同会議後には、素案について意見照会をさせていただき、多くの委員からご意見をお寄せいただきました。ありがとうございます。

先ほど事務局から説明があったとおり、本日、国土交通大臣から社会資本整備審議会に

対し、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に対する意見を求められました。この基本指針については、法律施行後、速やかに、被災地だけでなく、津波被害が予想される全国の地方公共団体にお示しするよう、国会からも要請されています。当会議としても、こうした国会からの要請に対して十分にこたえる必要があると考えておりますので、本日お集まりいただいた委員の皆様におかれましても、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、津波防災地域づくりについて、前回の合同会議や会議後に皆様からいただいたご意見とその反映状況について、事務局より報告をお願いします。

【金井総合政策局参事官】 事務局を担当しております総合政策局参事官の金井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、内容につきましてご説明を申し上げますが、今回の資料につきましては、資料1-1が基本指針の本文であります。資料1-2に、前回の審議会にお示しいたしました案から、見え消しの版、赤字が入っておるものがあると思いますが、両方お出しいたしておりますが、資料1-2のほうで、主に前回の審議会でのご意見、またその後いただきましたご意見を踏まえました修正につきまして、簡単にご説明を申し上げまして、ご意見をいただきたいと存じます。

それでは、資料1-2のほうをごらんいただきたいと存じます。

資料1-2の1ページであります。最初の部分の「なんとしても人命を守る」という考え方で対策を講ずるといふところの部分、赤字を入れておりますが、ここは、7月に計画部会でいただきました緊急提言と平仄をあわせたものでございます。そういう修正でございます。

それから、2ページ目をお開きいただければと思います。津波対策推進法に関する記述の部分でございますが、これにつきましては、先日の審議会でも、この11月5日が津波防災の日として、この法律に定められているわけですが、この由来が何かというご質問もいただきましたし、その後の意見でも、そういうご質問もございましたので、この部分に、1854年の安政南海地震の由来について、稲むらの火の逸話について記述をさせていただいたものでございます。

それから続きまして、次の2番、津波防災地域づくりの考え方につきましての3ページ目の部分でございます。ここは、津波防災地域づくりの考え方、理念について記載をされている部分でございますが、3ページ目の中ほどでございます。前回お示しいたしました

部分では、「発生頻度の低い最大クラスの津波への対策」という表現にしてございましたが、先日ご指摘をいただきまして、発生頻度は低いけれども、地域によっては近い将来に発生する確率が高まっているというところがあるのではないかとご指摘をいただきましたので、その部分を明記させていただいたところでございます。

また、その直下でございますが、津波防災地域づくりは、最大クラスの津波に対してハード・ソフトで対策をするという法律の理念でございますが、引き続き、海岸保全施設につきましても、比較的、頻度の高い一定程度の津波高に対して整備を行っていくということ、緊急提言でも記載しておりましたので、ここに改めて記述をさせていただいたものでございます。

続きまして4ページ目、その後でございますが、この部分につきましては、その前の部分から、この施策を実施するに当たって、地域の実情を最も把握している市町村が主体になっていくことが重要であるという記述にしておりますが、その上で、国及び都道府県につきましても、積極的に推進計画の作成に参画することが重要であるという記述を追加させていただいてございます。

また、その後、「さらに」の段落でございますが、先日もご指摘をいただきましたが、防災教育の部分の観点が、記述が抜けているのではないかとご指摘をいただきましたので、この部分に追加させていただくとともに、先日の審議会でもご指摘をいただきました、津波は住民だけが影響を受けるのではない。特に滞在者とか勤務をされている方等々にも影響があるということで、「住民その他の者」という、これ、法律の中にこういう表現を使っております。そして、「滞在者も含む」ということで、わかりやすいように明記させていただいたところでございます。その後の部分であります、「担い手となる地域住民、民間事業者等の理解と協力を得るよう努めること」ということも、改めて明記をさせていただいたところでございます。

それから、次の大きな2番、基礎調査、これ、津波浸水想定の設定のもととなる基礎調査の部分でございますが、これにつきましては、大まかな修正はございませんが、最後の「ウ」の部分、5ページのところに、「市街地等」というところを入れさせていただきましたが、先日の審議会でも、市街地以外のところ、特に今回、被災地等では市街地以外の部分が大きな被害を受けたということもございましたので、「等」も含めて調査するということを明記させていただいたところでございます。

それから6ページ目でございますが、6ページ目は、「建物の用途・階数」というところに

「構造」というところを追加させていただくとともに、その後、項目の例示の中に、先日もちよっとご指摘をいただきましたが、「地域の産業の状況」というものも含めさせていただいたところがございます。それから最後に、浸水想定害にも調査を活用する。避難経路とか避難場所の設定などについても活用するといったことを明記させていただいたところがございます。

それから、次の3番目、津波浸水想定の設定の部分でございます。これにつきましても、6ページの最後の部分であります。これも先日の審議会でのご指摘いただいた部分でございますが、「都道府県独自の考え方に基づき」という表現に修正しておりますが、都道府県独自の取り組みも十分想定しておくべきではないかというご指摘ございましたので、このような表現に改めさせていただいております。

それから7ページ目でございますが、最初の部分は、語句を適正化したとともに、「なお」の部分の段落を追加しておりますが、これ、ご指摘いただきましたように、到達時間というの、今回、シミュレーションの中で出てまいりますので、そういったものも活用するという。それから、震源によって、また津波の到達時間は短くなることもあるということを書かせていただいたところがございます。

それから、7ページの一番下の部分でございますが、ここは消させていただいているのは、表現がどういうケースかわかりにくいというご指摘ございましたので、削除をさせていただいております。

それから8ページ目に移らせていただきます。推進計画の作成の部分でございます。まず最初の1の8ページ目の部分は、主語を整理させていただいた部分でございます。

それから、9ページ目の一番最初の追加でございますが、これは先日の審議会でもご指摘をいただきました。防災の観点を重視するあまりに、地域の発展にいろいろと問題がある可能性があるのではないかということをご指摘いただきました。そういったことがないように、総合的な視点から検討する必要があるということを書かせていただいております。

また、その下の部分でございます。これは地域防災計画を追加させていただいているとともに、防災の観点、それから従来のまちづくりの観点、相互の観点で、市町村が推進計画を考えていくということを書かせていただいたところがございます。

次に、記載事項の部分でございます。10ページ目をお開きいただければと思います。10ページ目の中ほど、「津波防災・減災」と中に入れておりますが、今回の場合は減災ということも中心的な理念でございますので、そこも明記させていただいたところでございます。

それから、次の11ページの記載事項であります。これにつきましては、先日、ご指摘をいただいたように、市街化された部分だけではなくて、例えば漁村とかそういったところも、今回の被災地では非常に大きく影響を受けたということでございますので、「水産業などの地域の重要な産業が立地するエリア」という表現を追加させていただいたところでもあります。

それから、次の事務・事業に関する部分、これはそれぞれの事業について列記させていただいた部分であります。この部分については大きな変更点はございません。12ページ、13ページを説明省略させていただきまして、14ページでございます。

14ページの「オ」という項目を1つ追加させていただきました。「推進計画における期間の考え方」ということでございます。これにつきましては先日、時間概念についての記載があまりないのでないかというご指摘をいただきましたので、大きく3段落に分けて、記述をさせていただいた部分であります。

1つは、津波防災地域づくりのそれぞれの施策は、さまざまな施策が入っているわけですが、いろいろな施策の中で、近い将来、津波が来る可能性もございますので、これについては警戒避難態勢の整備に常に高い意識を持つておくこと。また、それぞれの対策の期間、それぞれの施策がありますが、それぞれの対策に必要な期間を考慮しまして、効果的な組み合わせを行うということが必要であるということ。そして、例えばという例示で、ハード整備は時間がかかりますので、そういうものに先行して、警戒避難態勢とか区域の指定とかそういうソフトを組み合わせることによって、段階的に対策を進めていくことが必要であるということを書いております。

また、なお書きでは、先日もご指摘いただきましたように、計画管理の観点が必要だということでもございましたので、計画期間は設定することには、法律上はなっておりませんが、それぞれの施策については計画の進捗状況を検証していく必要があるということで、こういう記述をさせていただいたところでございます。

それから、15ページであります。協議会の活用につきましては、協議会の例示の中に、「学識経験者、住民の代表」と書いておりましたが、関連する「民間事業者」ということも明記をさせていただいております。

それから、次の16ページ以降が警戒区域の関係でございますが、これにつきましては、17ページの記述の追加でございますが、「なお」の部分は、つなぎの部分が抜けておりましたので、記載をさせていただきました。

そして、「ア」の地域防災計画のところにつきましては、まず例示を最初に明確化させていただいたということ、それから、その後の「その際」の部分であります。弱者とか住民の自主活動についても配慮事項を明記する必要があるのではないかというご意見をいただきましたので、明記をさせていただいております。

それから18ページに移らせていただきますが、津波ハザードマップの作成のところにつきましては、主体の明確化をさせていただくとともに、防災教育の観点をここに追記させていただいております。

それから避難施設の部分、19ページであります。ここにつきましては、避難経路だけではなくて、避難の手段についても留意して設定をする必要があるということを追記させていただいております。

それから、3番目の特別警戒区域の指定についての部分でございます。これは、主語の位置の適正化をした部分と、主体の明確化をさせていただいたということでございます。

それから20ページであります。20ページも、それぞれ位置の適正化をさせていただいたところでございます。

それから、一番最後の20ページの下の方に、津波の到達時間と流速というものを追記させていただきましたが、被害の要因に、流速というのも重要な要素であるというご指摘いただきましたので、これについても明記をさせていただいたこととございます。

非常に簡単ではございますが、ほんとにさまざまな意見をいただきましてありがとうございます。私どもとしても、できるだけ反映させたいつもりでございますが、こういった形で、前回から修正した部分をご説明させていただきました。

どうもありがとうございました。

【福岡部会長】 ありがとうございました。

事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いします。

どうぞ、家田委員、お願いします。

【家田委員】 事前にご説明いただいて、ご意見も申し上げて、それも大方、反映していただきまして、どうもありがとうございました。

このところをもうちょっとというようなところ、細かい話なんです。19ページの上から3行目、この「避難手段」、入れていただきましてありがとうございました。と申しますのも、現在は、災害での避難は歩く。車を使ってはいけないという指導が原則になっ

ているんですが、実際には、今回の被災でも多数の人が車で逃げて。もちろん、そこでは大きな課題もあったけれども、多くの方はそれで助けられたわけで、現実にごろ車を使っている人からすれば、車を使って逃げたほうが適切な場合は、状況によってはございますよね。そこを配慮すべきだという意味で、この「避難手段等に」というここを入れていただいたんですが、もし可能ならば、避難手段というのが何を言っているのかははっきりわかるために、避難の際の交通手段ぐらいにさせていただきますと、よりわかりやすいのではないかなと思っているところでございます。

以上です。

【福岡部会長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

【岸委員】 全文をしっかりと読んでないので、あるいは見当違いのことを申し上げるかもしれませんが、先ほど10ページで、「津波防災・減災対策」ということで、赤字で「減災」ということが入ったわけですが、ざっと見たところ、減災について特に踏み込んだ記載がほかにあるというふうに見えないんですけども、ここに一つ減災ということが入ったことで、混乱というのではないのでしょうか。あるいは、減災も含めた広い意味の防災だというような、法律の趣旨にも絡むかと思うんですけども、記載がどこかにあったほうがいいのかとも思うんです。

とんちんかんな質問かもしれませんが。

【福岡部会長】 事務局、ただいまの減災の表現のところが加わったことについてのご意見ですが、どのようにお考えか、お願いします。

【金井総合政策局参事官】 はい。もともと、この津波防災地域づくり、先生も十分、ご理解いただいていると思いますが、災害の防止、軽減ということを前提に、もともとのほかの部分の考え方の部分にも書かせていただいておりますので、ここの部分、特に総合的な推進に関する基本的な方針ということでございますので、施設整備、警戒避難態勢という例示を挙げておりますので、あえて防災と、それから減災対策といったようなものも、基本的な方向性を記載していただきたいという意味合いで、書かせていただいたというか、何というか、明確化をさせていただいたという趣旨でございます。

【福岡部会長】 何か。どうぞ。

【岸委員】 特につけ加えることもないんですけども、防災というのと減災というのを峻別しなければいけないというのは、市民の間では今強いと思うんですね。こういう書

き込みに当たって、減災というのが入ってくるというのは、津波の物理的な力を弱めるというのではなくて、とにかく人を助けるための工夫に集中するんだというニュアンスはどうしても持ってしまうので、そのあたりの整理が少し気になります。水害の話なんかしていると、防災、減災というのは、市民がよく意識して、区別してしゃべるようになっているのではないかなと思うので。

意見としてということで。

【福岡部会長】 私も実は、この津波防災地域づくりの法案に向けての考え方をこの計画部会でいろいろ議論したときは、常に減災という言葉も出ていたんですが、言葉として防災ということをもって、しっかりとこれを伝えよう。しかし、意識としては減災というのはちゃんと入っているんだということは常時議論されてきましたので、私としては、ここの基本的なところを書いてあればいいかなと判断しましたので、このようにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

【辻本委員】 前回の審議会で述べた意見を適切に反映していただきまして、ありがとうございます。特に確率が高まっている地域のある、低頻度の大きな災害に対しての配慮というのは、私自身、重要なことだと思っていました。

それを書いていただいたのと、それを反映させたもう一つのところは、14ページの「推進計画における期間の考え方」だと私は思います。この中で、そういうようなことで、ある程度、対策をしていくときには時間がかかるということ。そういう対策に必要な期間等を考慮して、複数の選択肢から効果的な組み合わせを検討すると書いていただいて、非常に結構なことだと思うんですけども、例示のところ、例えばインフラのほうの整備がおくれる場合にはソフトで対応するというふうなことも、例としてあるでしょうというふうな書き方しているんですけども、インフラのないときのソフトと、インフラができてきた場合のソフトというのは多分、やり方が変わってくるということになりますね。

そうすると、インフラができていないときにソフトを確立したからといって、そのソフトはいつまでも続くわけではない。手段はどんどん変わっていかないといけないと私は思います。

ということで、せっかく、組み合わせによって効率的にやっていかないといけないと書いてあるんだけど、ソフトを先行してやってしまえばと書いてあると、それをやってしまうと、ハードが動いていったときに、ソフトのほうはいつまでも一緒ということにな

りかねないので、そこはこの例文では、ソフトを考えた人が安心してしまうのではないかと思いますので、例示の仕方をご注意いただけたらという気がしました。

このことが多分、防災と減災にかかわることでもあると思いますし、それが基本方針だと委員長もおっしゃいましたので、気にした書き方にさせていただきたいと思います。

その次のパラグラフに、それを評価するという課題がまた入りました。「進捗状況を検証していく」ということは、防災の度合い、あるいは減災の度合いを進捗とともに評価することになってくると思うんです。ここで多分、岸委員のおっしゃった、防災ということと減災ということが同じものでもないし、お互いに補完できるものでもあるということと、どこをどういうふうに評価するかということとかがかかっていますので、今、岸委員がおっしゃられた減災と防災、あるいは委員長も認識されているその問題というのは、このパラグラフにも非常に大きくかかっているということで、少し気を配った表記がいいのではないかという気がいたしました。

以上でございます。

【福岡部会長】 事務局、ただいまのご意見に対して、いかがでしょうか。

【金井総合政策局参事官】 はい。先生のご指摘のとおりだと思いますので。私どもも、基本指針にすべての記述をできるかというところがございますので、今後、当然、これ都道府県なり市町村なりとの関係におきましては、施行通知とか技術的な助言をする予定にしておりますので、そういった中で、いろいろなケースがあると。それで、いろいろな考え方を踏まえて、いろいろな組み合わせを検討するということは、私どもとしてもお示ししていきたいと考えておる次第でございます。

【福岡部会長】 これ、全部にかかわることなんですが、今後、1月中に技術的助言とか施行通知というのを市町村に出される。そういったときに、具体的なものが明示されるということですので、今の事務局からのご説明がついてくる、一緒に出ていくということで、お考え願いたいと思います。

ほかにはいかがでしょう。

はい、どうぞ、上村委員。

【上村委員】 大きな基本的な指針は大体議論されたと思います。一つ、4ページのところなんですけれども、「総合的かつ計画的な調査の実施」ということなんがこの調査のところ、私はもう一つ、研究、津波そのものの研究、今、国における港湾空港技術研究所とか、あるいは各大学でも、津波そのもののメカニズムとかあるいは実験とかいろいろ

なことがされているわけです。津波が到達する観測技術そのものの精度をもっともっと上げていく必要があると思います。そういったことを観測の精度を上げて、いち早く情報として知らせていくことは非常に大切なことなので、調査、全国の過去の、どちらかといいますと、4ページ、5ページ、過去の調査というところに重きを置かれているんですけども、そのことも非常に大切だと思いますが、津波そのものの研究というようなものの精度を上げ、また、これはこの研究を通じて、世界にもいろいろ貢献できるような研究を日本の中でもやっていくべきだと思いますので、ぜひ研究というところもつけ加えていただければと思います。

以上でございます。

【福岡部会長】 今の上村委員がご指摘された件はもっともだと思いますが、どこか関連するようなどころがあるのでしょうか。

事務局、お願いします。

技術的な問題とか施行通知の中で、そういったことは今後出てくるのでしょうかね。指針ですから、相当大的な流れで書いているとは、私は解釈しているんですが。

どうぞ、お願いします。

【五十嵐砂防部海岸室長】 この4ページ目以降、これは基礎調査のところでございます。これが将来の津波浸水想定のところとか警戒区域の設定のところを使うその前段の基礎調査のところでございます。

今の先生のご指摘につきましては、政府挙げて、例えば中央防災会議とか推進本部とか国土交通省の研究機関、さまざまところで、そういう基礎研究、技術開発やっておりますので、その辺につきましては、今の先生のご意見も踏まえて、周知をしっかりとしていく。あるいは、ほかの機関についての協力いただきながら、基礎調査に反映していくということで、対応させていただきたいと思います。

【福岡部会長】 はい、ありがとうございます。

ほかには、今村委員、どうぞ。

【今村委員】 7ページ目に関してコメントを述べさせていただきたいと思います。

ここでは、特に赤字で、今回の浸水の想定に加えて、数値シミュレーションにより、到達時間を評価すると、これをつけ加えていただきました。これは避難計画を立てる上でほんとに不可欠なものでございます。ここに書いてございますとおりに、最大クラスだけではなくて、場合によっては、ほかの地震の波源の津波到達が短くなる場合があるというこ

とになります。

これに加えて、実は都市域というのは、例えば建物、道路、河川などがございませので、陸上での津波の到達も非常に複雑でございませ。思わぬ方向から津波が来襲し、避難経路が、従来は大丈夫だろうと思われるところも危険になるという場合もございませので、もし可能であれば、なお書きということで、陸上部、特に都市域での複雑な土地利用の場合は、到達時間の検討に詳細に検証するというような記述があれば、よりいいかなと思っております。

以上です。

【福岡部会長】 ありがとうございます。どうでしょうか。実はそういった検討は、かなり技術的なところで、現在いろいろなところで、私も実はかかわっておりまして、やっている。事実なんですけれども、これ、基本指針ですので、あまり細かいことまで書きづらいうか、書くことではないかなと。むしろ、時間がどうだとか、こういうことを注意するというぐらいの中で、できたら考慮させていただいて、もう少し技術の中で、指針等の中で入れさせていただければなと考えているんですが、先生、ご専門ですから、いや、そうではないよというのであれば、そのように加えなきゃならないと思うんですが。できればということは、入れろというふうに考えるべきですか。ちょっとお願いします。

【今村委員】 確かに福岡先生がご指摘のとおり、ここは基本指針でございませので、浸水域に加えて、到達時間をしっかり評価するという明記が重要だと思います。述べましたものは技術的なところでございませので、そこで詳細にきちんと触れていただければと思います。

ありがとうございます。

【福岡部会長】 ありがとうございます。しっかりやらせていただきます。

ほかには。どうぞ、越澤委員。

【越澤委員】 まず、今回の新案ですが、全体としては私も結構だと思いました。部会長初め、どうもありがとうございました。

前回のとき、11ページのところで、今回の津波防災地域づくりの対象については、都市地域のみなのかという質問をしましたが、今回、「水産業などの地域の重要な産業が立地するエリア」というのが記載していただいて、どうもありがとうございました。現実には多分、こういう文言が入るには他省庁をまたがるところで、いろいろ大変だったかもしれませんが、ありがとうございました。

昭和8年の三陸津波の場合でも、拠点都市のところと、実際は津波の被害を受ける地域が漁村地域ですので、その2つをどうするのかというのが当時からテーマでして、今回の地域づくりの指定、それを包含して行っているということはわかりました。ただ現実には、私自身も国土交通省系の仕事をしています。そういう専門分野ですし、行政の関係の方々、専門家、またいろいろ仕事をされているコンサルタントの方々も、漁村の実態とか水産業ということがよくわからないんですね。

一方では、おそらくこういう漁港整備をやっているハードの専門家の方々とか、また水産業の専門家の方は、まちづくりとか含めて、あるいは防災について、必ずしもそこら辺は専門分野が違うということで、今後についてはこの2つがどう協力できるかというのは、特に漁村地域の早期の復旧復興のかぎだと思っておりますので、ぜひこの辺は国土交通省として、この点は念頭に置いて、いろいろご尽力されてほしいと思います。

というのは、確かに今回と昭和8年は条件は違いますが、昭和8年のときには、被災から1年後に既に100カ所の高台移転造成は既にもう終わって、家が建ち始めておりました。それに比べると、今回はどうしても遅いということがありますので。

それから防災集団移転につきましては今、奥尻島の状況を首長さんとかいろいろ専門家とか、現在改めて視察しておりますけれども、奥尻島は離島でありまして、今回はほっておくと、漁村地域の雇用と人口が都市地域に流出する可能性もあるということで、離島ではありませんので、その点も考えながら、ぜひ具体の施策展開については取り組んでほしいなというのがお願いでございます。

今回の新案について、大変結構だと思いますが、その点については改めて事務局初め、また部会長さんのご尽力については感謝申し上げます。以上です。

【福岡部会長】 どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでしょう。どうぞ。

【坂村委員】 基本的な指針で、非常に結構だと思うんですけども、この中に何回も何回も出てくるので、例えば住民の理解と関心を高めろとか、そういう情報に関する情報をうまく伝えるようにしろというようなことはたくさん出てくるんですが、それを具体的にどうするのかというのが今回の3.11のときも非常に問題になりまして、情報の公開とか伝達に関しては、指針として一言入れるべきではないかと思いました。中に、たくさんところに分散されて、わかるように情報を出せというようなことは書いてあるんですが、どういう情報をどういう形でいつ出すのかとか、どういう情報を公開するのかとか、これ

が非常に混乱して、今回もいろいろなときで情報公開が十分なされなかったのではないかなというように言われているわけですね。そういう意味でいくと、何か指針として、それを入れるべきではないかというふうに、全体にまつわることなので。今から言うのは遅いかもしれませんが、何かあってもいいのかなというように思いました。

例えば中に、わかりやすくしろとか図面にしろとか、いろいろ言葉が分散して出てくるんですが、これもいろいろ問題があって、わかりやすいと思ったものは、最近の世界的な傾向でいうと、一方的にグラフにして出すとかではなくて、生データをネットで公開して、それをいろいろな専門家がいろいろなことが起こったときに——もちろん、政府の中で指定される委員の方たちがだめだといっているのではなくて、そういう方はもちろん最善を尽くすんでしょけれども、それでもなおかつ見落としというのがある、こういうもので絶対的な計画というのはつくれないわけですから、それに対してどういうふうに対処するかを考えないと。後からまた、難しいですけども、ここにまさかだめって、絶対いいって書く——絶対ってことがないわけなんで、最善を尽くすんでしょけれども、それでもいろいろなことが起こるということを考えると、できる限り生のデータで、今の世界的なやり方ですと、ネットに出して、そういうものをより多くの人たちが検討することによって、何か別のことも考えられるのかということが出るというような。要するにネットは無視できないと思うんですね。

ですから、そういう意味で、基礎データをもっと出すべきだとか、それをいつ出すのかとか、もちろんそういう権限も決めておいたほうがよくて、後になって、どのデータをどう出すのかというのが場当たりの防衛になるのを防ぐためには、最初から、このデータは何か起こったときはすべて出すとか、または計画段階の数字データも積極的に公開していくとか、何かそういうような基本的なことに関して、何か少し入っていたほうが良いような気がいたします。

【福岡部会長】 ありがとうございます。

事務局、ただいまのご意見、お願いします。

【金井総合政策局参事官】 確かにたくさんいろいろなところに分散されて、情報の公開について書かれていると思います。本質的なところではないかもしれませんが、17ページ、18ページの警戒区域のところの市町村の防災計画の策定とか津波ハザードマップの作成についてのところで、できるだけいろいろな意味での情報伝達ということをもとめて書かせていただいたつもりではありますが、先生の今のご指摘、私どもも今後進めてい

く上で重要なことだと思っておりますので、施行通知という形で、市町村にどういう形でどういうふうにやっていくのかということ具体的にお示しできるような形にしたいというふうに考えております。

【福岡部会長】 ありがとうございます。

それでは富澤委員、お願いします。

【富澤委員】 今度の基本方針、重要なことがいっぱい盛り込まれておるので、あれなんですけど、私は特に18ページの津波ハザードマップの作成というところが、一般の市民からすると、一番身近で重要なことではないかなというふうに受けとめております。津波被害の全体像というのはわかりにくいわけですが、こういうものができれば、一目瞭然というか、一般にもわかりやすくなるわけですから、速やかにこういうものを専門家の皆さんを中心に地元も入って、つくっていただけるということになれば、幸いだろーと思ひますし、こういうものがあれば、福島原発のような複合災害などは多分防げたのではないかというふうな気もしますので、非常に効果的であろうというふうに思ひます。

第2点は、周知の仕方ですよね。今、インターネットの話も出ましたけれども、オープンになっておれば、いろいろな意味での周知ができると思うので、そこのところを徹底していくということが重要ではないかというふうに思ひます。

【福岡部会長】 ありがとうございます。

それでは太田委員、お願いします。

【太田委員】 必要なことはすべて盛り込まれていると思ひます。また、ある程度、めり張りをつけていただいたので、都道府県及び市町村がこれから計画をつくる際に、必要十分なものだというふうに思ひます。

今、委員の先生方から出ましたことにつきましては、施行する際にいろいろ検討していただき、ぜひ反映させていただきたいと思ひます。それに関連しまして、2点ほど、その施行の際、お願いをしたいのですが、まず1点目、4ページのところで、「住民等」という表現にさせていただきました。前回、木場委員のほうからのご指摘に対応したものと思ひますけれども、観光立国ということを進んでいる以上、外国人も含んだ訪問者がいるということ意識して、市町村で対応していただきたいということなんです。

もう1点は、15ページのところに「民間事業者」ということを加えていただきました。守られる側は、例えばコンビニートとか発電所とかそういうものもあるわけですので、協議会等々を構成する場合にそのような、被災すると、もしかしたら大災害につながるよう

な主体をしっかり入れていただくような指示を施行通知のほうにさせていただきたいと思います。

以上です。

【福岡部会長】 ありがとうございます。

今の太田委員のご意見を含めて、施行通知で、あるいは技術的助言の中で、いろいろとこれから事務局としては、今日のご意見を入れるようにさせていただきたいということであり、大変重要なことをご指摘いただいて、この中に書くべきなのかどうかという迷いはあるんですが、施行通知の中でしっかりと書くということをお願いしたいと思います。

いろいろご意見がありましたけれども、私のほうで取りまとめをそろそろしたいと思います。よろしくをお願いします。

どうしてもご意見がありましたら、ある時間の中で終えたいと思いますので。では、マリさん、最後にどうぞ。

【マリ委員】 すみません。先ほどのソフトの部分なんですけれども、どこまでこれが強制力をもたらすかということがすごく大事だと思いましたが、亡くなられた方の中には民生委員の方が非常に多くて、人々を助けにいかうとするとときに、離れたくないということで、説得していくうちに亡くなっている方が非常に多いわけなんです。

地域とか地元の場合は、あまり無理強いして連れていってしまうと、後になって、コミュニティがおかしくなってしまうというおそれがあるので、こういう法律とともに、一人一人が強制力を持ってできますということをひとつ地域に対しても力を与えて差し上げないと、あのときは、もうこうやって法律でなっているから、あなたが嫌がっても連れていかなきゃいけなかったんだよと言えるくらいのことをして差し上げないと、都会はいいと思うんですけども、こういう文化が非常に深い地域にとっては、そういうことがあると、サポートになってくれると思うので、そのところをソフトのところ少し何らか反映できたらいいかしらと思いました。

【福岡部会長】 事務局、今のマリ委員のご意見に対していかがでしょうか。

【金井総合政策局参事官】 なかなか強制力をどうするかというのは、それぞれの自治体のご判断によるかと思いますが、そういったご意見があったということにつきましては、私どもとしてもちゃんとお伝えはしたいと思います。

【福岡部会長】 ありがとうございます。

事前にいろいろご意見をいただいておりますし、今日、非常に有意義なご意見をい

いただきました。それで、この津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に対する意見をこれから取りまとめたいと思います。

基本指針の意見聴取については、社会資本整備審議会から、河川分科会、計画部会のそれぞれに付託されています。そのため、議決についても、河川分科会、計画部会、それぞれで行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、河川分科会の委員の皆様にお諮りします。本日、事務局より案を示した津波防災地域づくりに関する法律第3条第1項の基本指針について、適当と認めるとすることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【福岡部会長】 ありがとうございます。

次に、計画部会の委員の皆様にお諮りしたいと思います。本日、事務局より案をお示した津波防災地域づくりに関する法律第3条第1項の基本指針について、適当と認めるとすることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【福岡部会長】 ありがとうございます。

以上のとおり議決されましたので、これを踏まえて、社会資本整備審議会としての意見を国土交通大臣に報告し、国土交通大臣が基本指針を策定することとなります。

国土交通省においては、これまでの当審議会における議論を十分に踏まえて、津波防災地域づくりを進めていただきますようお願いいたします。

それでは、基本指針に対する意見の取りまとめに当たり、前田大臣から一言ごあいさつをお願いします。

【前田大臣】 本日は、委員の皆様方においては非常に深く、また幅広い観点からご審議をいただきました。ちょうど今日が津波防災地域づくりに関する法律を施行する日に当たっております。防災対策に新たな1ページを加える、そういう意味では非常に大きな意味のある日となりました。この法律は、本年7月の緊急提言における、災害には上限がない。何としても人の命を守る。この教訓を施策に生かすものと理解しております。

委員からのご意見を踏まえ、本日、基本指針を決定したいと、このように思っております。

今後は、地方公共団体に津波浸水想定や推進計画をつくってもらする必要があります。地方公共団体とも連携して、ハード・ソフトの施策を総動員し、今後の津波防災に全力を尽

くす所存でございます。

ご出席の先生方に心から感謝を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

【福岡部会長】 それでは、本日の議事は以上ですので、これをもちまして、社会資本整備審議会計画部会及び河川分科会の合同会議を終了させていただきます。

最後に、事務局から連絡事項があるようですので、よろしくお願いします。

【大江政策調査専門官】 福岡部会長、議事進行、まことにありがとうございました。また、ご出席の委員におかれましては、熱心にご意見、ご議論いただきまして、まことにありがとうございました。

事務局から連絡事項でございますが、本日の合同会議の議事概要につきましては、いつもと同じでございます。近日中に国土交通省のホームページにて公表、それから議事の詳細な内容につきましては、後日、各委員の皆様方に議事録を送付、ご確認をいただいた上で、公開する予定でございます。

また、それぞれの分科会、計画部会の今後の日程につきましては、個別にご連絡を申し上げます。

以上をもちまして、本日の合同会議はすべて終了でございます。本日はまことにありがとうございました。

— 了 —